

# 構造改革特別区域計画書

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県上水内郡豊野町

## 2 構造改革特別区域の名称

しんしゅうとよの  
信州豊野ぬくもり特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野県上水内郡豊野町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

豊野町は長野県の北部、善光寺平の東北部に位置し、東は千曲川を境に中野市、上高井郡小布施町に、南は長野市に、西は上水内郡牟礼村に、北は上水内郡三水村、下水内郡豊田村に接している、総面積 19.90 km<sup>2</sup>、人口約 10,000 人、総世帯数約 3 000 戸の、面積的には長野県下 118 市町村のうち 3 番目に小さな町である。戸隠山に源を発する鳥居川が、町を東西に二分し、飯綱山の溪流を源とする浅川が、町の南部を横断し、本町においていずれも千曲川に合流している。町の西北には、標高 5 0 0 m の丘陵が走り、緩やかな傾斜が南東に広がっている。千曲川に沿って走る国道 1 8 号は通称アップルラインと呼ばれ、重要な幹線道路であるとともに、町内外の人々に親しまれている。町の中央には JR 信越線並びに飯山線が東西に走り、また、上信越自動車道須坂長野東 IC・信州中野 IC の開通により交通の便が著しく発達し、都市部等各地との位置関係が身近に感じられるようになった。

町の農業は、立地条件を背景に稲作を主体とした農業生産を展開してきたが、明治 3 0 年代に導入されたりんご栽培は、戦後大きく面積を拡大し、昭和 4 0 年代から県下有数のりんご産地として大きく発展した。また、水田転作等によって、りんご、ぶどうの果樹と合わせてアスパラガスなどが面積を伸ばしているが、果樹主体の産地になっている。大部分の果樹園は南斜面で恵まれた気候風土のため果樹生産には最適の地であり、その味と品質を誇ってきた。この地域は年間の平均降水量が 8 5 0 mm と少なく、かんばつ対策は農家にとって長年の悲願であった。時を同じくして昭和 4 0 年代、畑地かんがい施設の必要性を求める声が高まり、昭和 5 5 年に県営かんがい排水事業・県営畑地帯総合土地改良事業が町内全域で着工されるにいたり、平成 4 年には 2 9 5 ha の広大な樹園地を中心にしたスプリンクラー散水に

よる畑地かんがいの事業が完了した。しかしながら、近年は担い手不足、高齢化、都市化等に伴い、農家数の減少、経営耕地面積の減少及び遊休荒廃農地（耕作放棄地）面積が増加傾向にある。

この原因の一つとして、長野市のベットタウン化や都市化の進展に伴い兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したことが挙げられるが、最近一層の兼業の進行によって農業の担い手不足の深刻化が際立っている。また、こうした中で、当町は果樹主体の農業であるため専業農家への土地の集約化による面積の大規模経営が難しい状況である。

これらのことから、畑地かんがい事業に係る償還賦課金、経常賦課金及び維持管理賦課金等を負担しながら経営をしている畑地かんがいの受益者である果樹農家の存続が非常に困難な状況に追いやられている。果樹農家に限らずとも遊休荒廃農地の増加は、雑草の繁茂、病害虫の発生源となり、周辺の優良な経営耕地にも悪影響を及ぼし、景観を損ね、農村地域から活力を奪い、後継者を育てる妨げとなっている。食料の安定供給や国土保全の観点からも大きく懸念される。遊休荒廃農地の解消及び発生防止に向けた対策を講じ、有効活用することは急務である。

現在、町が事業主体となり工事進捗中の健康増進入浴施設「豊野温泉りんごの湯」（以下「温泉施設」）は平成16年8月のオープンを目指しているが、ここに農産物直売所が併設される予定である。しかしながら、前述したように当町は果樹主体農家が多く、果樹だけでは消費者のニーズに対応できないため、果樹以外に必要と目される地元産の野菜等畑作物の出荷量の不足が懸念されている。町農業の主体である果樹栽培（樹園地）の維持及び更なる発展を図ることも重要であるが、地域経済の活性化を目論見計画した直売所への果樹及び野菜等の多品目にわたる地元農産物の確実な確保も緊急を要する課題となっている。

農家数が減少し、経営耕地面積も減少していくのに反比例して遊休荒廃農地が増加していくのを食い止めるため、新規就農者の早急な確保と、観光名所を持たない当町に初めてできる大型の娯楽・交流の場である温泉施設に訪れる、町内はもちろん都市部等町外からの利用者の増加を図り、また、町農家の自立と町内外の非農家住民の「農」への関心と理解を深めるため、農業体験と一体的にここをグリーンツーリズムの拠点とすることを目指す。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

長野市のベットタウン化や、都市化に伴い非農家が増加してきた。この中で特に退職者、専業主婦層等で自家消費する野菜や花作りを望む声が高まってきているが、

宅地も狭く家庭菜園をする場所がない実状である。そこで、農家の担い手不足、高齢化、都市化等に伴い増加傾向にある遊休荒廃農地等を活用し、非農家が家庭菜園栽培を行うことができる場（市民農園）を提供することにより、遊休荒廃農地の解消につなげるとともに、少しでも農業への関心を高め、食物の大切さ、農業の大切さを体感してもらおう。その体験者の中の一部でも農業者を志す者ができることを願う。

町は従来から果樹主体の農業が営まれてきているため、一農家での経営規模拡大には限界があり、高齢化、担い手不足及び兼業化の波とともにその規模は逆に縮小されている傾向で、従来の経営を維持していくことが既に困難になっており、遊休荒廃農地の増大に少なからず影響を与えているため、町農業の主体である果樹栽培の土台である樹園地の維持は当町にとって重要な課題であるが、果樹栽培は、新規就農にて50aに最初から着手することは難しく、取得時の下限面積が10aに下がることにより果樹主体の新規農家が生まれ易くなることは非常に有意義である。

一方、昨今町内でも「地産地消」が大きくさげばれている中、農産物直売所の開設は多くの農家の期待を背負っている。既に農産物直売所組合が発足し、開設前の準備が着々と進められているが、組合員の中には全く経営耕地を持たない非農家も多く、現状では販売スタッフ等で活動することとなるが、組合員の中だけでも農産物直売所への出荷のために新規就農を望む声が後を絶たない。農地法の権利取得の際の下限面積が10aに引き下げられ、これら組合員を含めた小規模でも新規就農を望み、農産物直売所へ出荷する意欲ある農家の誕生の波が波及すれば、一件あたりの新規就農農家は小規模であっても、目標を持ち、都市部住民との交流に直接参加できる農村住民が育つと期待される。それに伴い直売所への出荷量不足の懸念も解消できる。

退職者、専業主婦層等、農業に興味関心を持つ住民は町内外を問わず確実に存在する。その関心と意欲を持った住民に、就農又は農業体験する場を提供し、いい汗をかいて、温泉でいい湯につかってもらい、そこで多くの交流を生むことによって地域の活性化につなげる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

町には従来から観光名所がなく、観光客が当町を訪れることはほとんどなかった。折りしも町民の待望の温泉施設と農産物直売所は間もなく完成するが、温泉の存在と農産物直売所だけでは観光の拠点とはなり難しく、いかに豊野町の特色を活かすかが最大の争点である。

そこで、市民農園が町内各所に開設され、利用者が都市部又は近隣市町村からも家族等で訪れ、帰りに温泉施設で入浴し、身も心もリフレッシュして心地よく帰路に就く。その過程で町住民との交流が生まれ、住民の活力増進の糧になり、地域が活性化され、もって遊休荒廃農地の解消につながることを目標とする。

開設を希望する者の状況から推し量り、目標を次のように掲げる。

【目標数値】

市民農園の開設	現状	0箇所	平成21年度目標	20箇所(2ha)
---------	----	-----	----------	-----------

また、下限面積要件の緩和により、就農機会を容易に得られる地盤を形成し、新規就農者数を確実に増大させる。それにより農地の需要を増やし遊休荒廃農地の解消を目指す。

【目標数値】(遊休荒廃農地解消面積目標は、市民農園の開設面積を除く)

遊休荒廃農地面積	現状	44ha	平成21年度目標	39ha(5ha解消)
----------	----	------	----------	-------------

新規就農者数	現状	0戸	平成21年度目標	50戸(新規累計)
--------	----	----	----------	-----------

新規就農者数目標の50戸には、現在小規模経営(30a未満)の農家の権利取得件数も含む。

町は長野県の県庁所在地である長野市と隣接していることから、市民農園や温泉の利用者が農業に関心を持ち、市民農園に飽き足らず農地の権利取得をして当町で農業経営を開始することを大いに歓迎する。収穫した農作物を農産物直売所に出荷して、生産者の立場に立ち、生産の喜びを知り、農耕民族である日本人本来が持つ農耕精神を養い、体を癒してまた明日の労力を蓄える、こんな生活を提案したい。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

### (1) 都市部等消費者との交流促進

町では都市部等消費者との交流及び農業体験として、りんごのオーナー制度を昭和62年より行い、また、アスパラガスの収穫体験や、マコモの収穫体験を行ってきたが、それら都市住民の中から自分で農作物を作りたいとの声が多数出ており、町農家等の市民農園の開設により都市住民のニーズに応えられる農業体験の機会を提供する。平成21年度目標の20箇所での市民農園の開設により2ha(1区画平均1a×10区画×20箇所)、200区画(200件の利用者)を見込む。

町での都市部等町外者の農業体験者の増加により、温泉施設の利用率向上が期待できる。一方、温泉施設と連携を図り利用者への積極的なPRによって、さらなる市民農園での農業体験者の増大にもつなげ、相乗効果を生む。グリーンツーリズム

の拠点とすべく温泉施設と農産物直売所、市民農園の連携により都市部住民と農村の交流の場が新たに提供されることになる。

市民農園での交流人員年間延べ人数見込み数

1 区画当り 3 人×週 2 日×10 週利用×200 区画 = 12,000 人

温泉施設年間見込み利用者数 150,000 人の 8%を占める。

## ( 2 ) 就農希望の増大と遊休荒廃農地の解消

遊休荒廃農地等を活用した幅広い実施主体による市民農園の開設により、遊休荒廃農地が解消され、非農家にも農業体験の場が提供されることにより、地域ぐるみで農業・農地を守ろうとする意識が高まる。

また、農地法の権利取得時の下限面積の規制を緩和することにより、新たに農業に取り組みたいとの要望が増え、農地の需要が増大して、遊休荒廃農地の解消及び今後の農地の遊休荒廃化を未然に防ぐことができる。下限面積の規制緩和により、平成 21 年度までの 5 年間で 5 ha の遊休荒廃農地が解消されることを見込む。

## ( 3 ) 女性や高齢者等の社会参画の推進

男女共同参画時代とはいえ、結婚や出産等を機に職場を離れた女性は少なくはない。定年を迎えた、又は定年間近な世代の男女もまだまだ隠居するには若く活力に充ちている。ここまで消費者であったこれら人々においては、正に生産者になり得る絶好の機会である。また、農業従事者の高齢化がさげばれているが、高齢な農家は技術も知識も経験も豊富。市民農園等の開設者又は農地の貸付者（譲渡者）は新規就農者への良き指導者、アドバイザーとなる。これから農業に従事しようとする人々、指導するベテラン農業者、近年薄まっているこれら人と人との結びつきを強くし、交流や新たな仕事によって、これからの生きがいを見つけ、女性や高齢者等の社会参画による健全で幸せな町づくりができる。

## 8 特定事業の名称

1 0 0 2 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

1 0 0 6 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### ( 1 ) 環境型農業の推進

減農薬を図るため、平成 11 年度からりんごへの害虫の交信攪乱剤の導入に着手した。現在では約 21 ha の樹園地で使用するのみで小規模であるが、今後、より一層消費者の安全安心な農産物を求める需要に応えられるように、使用する農家の増大、区域の拡大を図るべく取組みを支援する。試験的な環境型農業展示ほ設置事業及び一部助成金を交付する環境型農業推進事業として実施。

また、農業で使用されているプラスチック類の使用済み容器の処理問題対策として、廃プラスチックの回収も農業協同組合とともに実施している。

### ( 2 ) 地熱水有効利用事業

地熱水開発調査事業により平成 10 年度に掘り当てた地熱水を利用し、平成 14 年度から農業利用施設（ハウス栽培）への加温を開始した。現在は、その廃湯を有効利用するため、前述したとおり温泉施設及び農産物直売所を建築中であり、住民の大きな期待に応えられるよう、直売所では豊野町で採れた「新鮮で安全、安心」な農産物を扱い、温泉とともにリピーターを確保する。小規模経営の新規就農者でも気軽に直売所運営に参加できるシステムを確立し、豊富な農産物が揃った直売を目指すとともに、市民農園等に訪れた農業体験者が帰路に必ず立ち寄りたくなるような交流施設として位置付けていく。

都市住民との交流の場として位置付けた温泉施設、農産物直売所及び市民農園での出会いを大切にするとともに、温かく活力ある農村を形成する。贈答りんご等の販売経路開拓にもつなげ、消費拡大にも貢献する。

### ( 3 ) 振興作物の普及推進

町では、従来から果樹（りんご、ぶどう）中心の栽培をしてきたが、果樹栽培を骨格としながら、他の振興作物の普及を推進するため、日本梨、アスパラガス、甘柿、すもも、花卉、マコモの普及を推進してきた。特に平成 12 年度からマコモ作付推進事業を実施し、町内者へ無償で苗株の提供を行ってきた。しかしながら栽培面積が町内全域で未だ 50 a と伸び悩んでいる。そこで平成 16 年度からはマコモ緊急推進対策事業として、助成金交付制度を設けて普及推進に取り組む。また、円滑な地域水田農業ビジョン実現のために、産地づくり推進交付金を活用した振興作物作付助成金制度も平成 16 年度から実施する。具体的にはマコモ、アスパラガス、もも、すもも、プルーン、ブルーベリー、甘柿を対象とする。対象区域は特区設定区域と同様に町全域とする。

#### (4) 畑地帯かんがい散水事業

町土地改良区にて事業を行っている樹園地等でのスプリンクラーによる散水事業は295haの受益地を有するが、すでにこの受益地でも農業従事者の高齢化や担い手不足による遊休地化の波が押し寄せており、この傾向が続くと償還賦課金等の維持経費の確保にも影響を及ぼすため、10aでも農地の権利取得が可能となる旨のPRを行い、かんがい施設を持つ優良樹園地での新規就農者の確保及び経営困難な受益農家については市民農園開設に向けた方向転換指導又は相談に積極的に取り組む。

別紙（特定事業番号 1 0 0 2）

1 特定事業の名称

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

信州豊野ぬくもり特区内の農地で市民農園を開設する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画の認定の日から

4 特定事業の内容

構造改革特区計画において、地方公共団体である豊野町が町全域を特区の区域に定め、この区域内においては地方公共団体及び農業協同組合以外の者でも市民農園の開設主体となれることとし、区域内の農家等と都市部住民との交流の促進を図り、社会全体の「農」への関心を高め、もって遊休荒廃農地の解消、及び新たな発生防止につなげる。

特区認定後は、町と農業委員会が連携して市民農園開設者を募り、開設に向けた説明・相談会を開催して貸付規定等の作成や運営方法について指導する。また、出来得る限り開設者間の均衡と統一性を図るため、開設者相互の組織づくりを提案していく。あわせて、利用者確保に向けたPR等もバックアップし、需給のバランス調整を図りつつ、民間運営の市民農園の自立に向けて先導する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

県庁所在地である長野市及びその近郊は都市化の急激な進展とともに、都市住民が直接、土や緑に触れ合える機会が著しく減少している。当町においても例外ではなく、長野市に隣接しており、都市計画区域の線引きがされているため都市化の傾向は顕著であり、離農が進んでいる。

総人口と総農家人口の推移の比較（単位：人、％）

年 項目	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	備考
総人口	9,633	9,701	9,700	9,819	10,005	国勢調査
総農家人口	5,278	5,019	4,482	3,946	3,686	農林センサス
農家人口率	54.8	51.7	46.2	40.2	36.8	



総世帯数と総農家数の推移の比較（単位：戸、％）

年 項目	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	備考
総世帯数	2,304	2,357	2,439	2,610	2,776	国勢調査
総農家数	1,113	1,079	980	920	860	農機センサス
農家率	48.3	45.8	40.2	35.2	31.0	

一方、社会経済の成熟に伴い、潤いのある都市環境の形成、生活の質的向上が求められている。自然回帰志向、健康づくりへの志向などともあいまって、高齢者福祉や子供達の教育上からも、自然とのふれあいを求める要求は高まっている。

また、町では農業従事者の高齢化や後継者不足等の影響によって遊休荒廃農地が年々増加しており、地域社会の活力の低下といった困難な課題を抱えている。こうした農村地域の活性化を図る視点から、地域の農家等が自ら開設する市民農園は都市住民や地域住民に日常的な農業体験の場を提供し、農地等の地域資源の維持・活用に大きく資するものと期待され、もって遊休荒廃農地の解消、及び発生を防止する。

(2) 遊休荒廃農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

町は昭和44年に都市計画区域を指定し、昭和46年に市街化区域の指定をしてから30余年が経過する。行政区域1,990haのうち市街化区域の212haに相当数の人口が集中している。これら町内の都市住民に限らず、市街化区域以外の地域住民又は近隣都市部住民においても、1aでも2aでもよいから家庭菜園的な自給栽培を試みたいとの希望が多い。現代では家族での休日等の余暇の過ごし方としても注目されているため、体験の場をより多く提供できるようにする仕組みづくりは福祉・教育の視点からみても有意義であり、元来農耕民族である日本人のルーツから考えても「農」への係りは否定すべきものではないと考えられ、ストレス社会と言われて久しい現代人の心を洗い情緒を取り戻すためにも効用が大きい。

近年の担い手不足、高齢化、都市化等に伴う農家数の減少、経営耕地面積の減少により、町の遊休荒廃農地面積は相当数に達しており、今後この増加傾向がさらに続くことが見込まれる。

農林業センサスによると次のとおりであり、その傾向は著しい。

農家数、経営耕地面積、遊休荒廃農地面積の推移（単位：戸、ha、％）

年 項目	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)
農家数	1,138	1,113	1,079	980	920	860
経営耕地面積	780	744	692	684	638	586
遊休荒廃農地面積	8	12	15	26	31	44
総農地面積（経営耕地＋遊休荒廃農地）	788	756	707	710	669	630
総農地面積に占める遊休荒廃農地面積の比率	1.0	1.6	2.1	3.7	4.6	7.0

1975年（S50）を100%とした場合の、2000年（H12）までの上記推移の比率

年 項目	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)
農家数比率	100%	98%	95%	86%	81%	76%
経営耕地面積比率	100%	95%	89%	88%	82%	75%
遊休荒廃農地面積比率	100%	150%	188%	325%	388%	550%

現存する遊休荒廃農地を活用した市民農園の開設、又は現状の優良なる経営を維持するのが困難な農家の市民農園開設への転換により、健全なる農地を保全していくことは農地保全や農業上の利用において何ら支障をきたすことはなく、有効である。

（3）特区の区域の範囲に係る妥当性

遊休荒廃農地は町内に点在し、町農業の主体である果樹経営は集落営農の発展には不向きであり、水田経営も自家消費米として栽培する農家が大半を占めるため、従来から集団化や地域の担い手への農地の利用集積が推進されていなかったことや、営農形態が町内全域で同じことから、土地や組織の分断化等の懸念がないため、特区の設定区域から除外する必要性のある地域はなく、現存する遊休荒廃農地の解消と将来的に遊休化が懸念される農地の未然防止に努めるべく特区を設定しようとする区域の範囲は町内全域を対象とすることが妥当。

（4）農業委員会の意見

都市、農村にこだわらず、「農」への関心を幅広く大勢の住民に普及して理解してもらうためには、誰しも市民農園を開設できるようになることは有効的であり、推進すべき事項である。

特区の区域の範囲については、果樹主体農業が盛んな当町は、従来から組織づくりや土地の集団化及び地域の担い手への農地の利用集積の推進が困難であり、その仕組みが形成されていないこと、また、町内全域で営農形態が同じであるため、特区の範囲とする区域と除外すべき範囲の区別をする要因がないため、特区を設定しようとする区域の範囲は町内全域を対象とすることが望ましい。

別紙（特定事業番号 1 0 0 6）

1 特定事業の名称

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

信州豊野ぬくもり特区内の農地の権利を取得する者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特区計画認定の日から

4 特定事業の内容

構造改革特区計画において、地方公共団体である豊野町が町全域を特区の区域に定め、農地法第3条第2項第5号の規定に係らず、特区の区域内的の農地又は採草放牧地の権利を取得する際の、取得後において耕作の事業又は養畜の事業に供すべき農地の面積の合計面積に係る下限面積を、その地域の実情に応じて設定することにより、新規就農を促進し、遊休荒廃農地の解消、及び発生を防止する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

都市化及び勤労化などの要因により農家数が減少している中、後継者や担い手不足による農業従事者の高齢化が顕著である。65歳以上の農業従事者の占める割合は、農林業センサスによると次のとおりである。

総農家人口に占める65歳以上の農業従事者の割合（人、％）

年 項目	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)
総農家人口	5,278	5,019	4,482	3,946	3,686
65歳以上従事者数	794	865	902	1,003	1,066
65歳以上高齢率	15.1	17.2	20.1	25.4	28.9

65歳以上の農業従事者が全体に占める比率は、昭和55年と平成12年を比べると、実に倍近くに上がっている。また、現状では全体の約3分の1がすでに65歳以上の高齢者である。これらのことから、この傾向を打破せねばさらに農家世帯及び若年の農業従事者数は減少の一途をたどり、反比例して遊休荒廃農地が増大する

ことは容易に推測される。早急な新規就農者の確保対策を講じることが重要。

また、平成13年度末に町内の農家を対象にアンケート調査を実施したところ、次のような結果が出ている。

有効回答戸数は755戸。

質問：専業、兼業を問わず農業後継者についてお答えください。

- ・ 農業後継者がいる... 72戸 (9.5%)
- ・ 農業後継者の予定者がいる... 157戸 (20.8%)
- ・ 農業後継者はいない... 289戸 (38.3%)
- ・ どちらともいえない... 197戸 (26.1%)
- ・ 無回答... 40戸 (5.3%)

農地を譲渡したい、又は、譲受けたい、という希望はありますか。

- ・ 譲渡したい... 96戸
- ・ 譲受けたい... 13戸

今後、荒廃すると予想される農地を所有していますか。

- ・ はい... 119戸 (15.8%)

(はい、と答えた者にその面積を記入してもらったところ、集計面積は約17.4haであった。)

- ・ いいえ... 402戸 (53.2%)
- ・ 無回答... 234戸 (31.0%)

- ・ については、農業後継者がいない世帯が全体の約4割を占め、今後農業廃止に陥る恐れのある農家が増加することが予想される。
- ・ については、供給に対し需要が著しく低い。
- ・ については、今後新たに荒廃させてしまいそうな農地はないという農家の方が多かったとはいえ、発生させてしまいそうだと懸念する農家も少なくはなく、その面積は豊野町に現存する遊休荒廃農地の4割にも該当する。

これらの結果から、農家の後継者不足は益々深刻化し、遊休荒廃農地が増加することが危惧され、もはや農家間では農地の需要と供給のバランスが保てなくなっている。また、町は果樹主体農家が多いため農作業は手作業によるものが多く、専業農家や、農業後継者のいる農家でも、これ以上の面積拡大は見込めない。

## (2) 特例を受けようとする下限面積の設定根拠

町では概ね町を二分する旧村単位で下限面積が設定されており、旧神郷村地区で

は50a、旧鳥居村地区では40aとなっているが、農業従事者の高齢化が深刻化するなか、若年層の新規就農が見込めず、もはや従来の下限面積50a又は40aのままでは近年の新規就農者は皆無であるため、新規就農者の増大を図るためには、下限面積を下げ、新規の就農の促進を図る必要がある。

その下限面積を10aに設定することについては、新規で就農するにはより低い農地面積から着手する方が容易であり、新たな下限面積を設定でき得る限界まで下げることが妥当との農業委員会の意見を尊重した。特に豊野町土地改良区の維持や、町の主力農産物の果樹栽培を維持する一方、普通畑の栽培の拡大を図り、マコモ栽培による水田利用をも図るという観点から、多面的な新規就農者の形態も想定され、より小規模でなければ新規で就農する者は技術的、労力的に対応できないものと予測される。

(3) 遊休荒廃農地や効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

近年の担い手不足、高齢化、都市化等に伴う農家数の減少、経営耕地面積の減少により、町の遊休荒廃農地面積は相当数に達しており、今後この増加傾向がさらに続くことが見込まれる。

農林業センサスによると次のとおりであり、その傾向は著しい。

農家数、経営耕地面積、遊休荒廃農地面積の推移(単位:戸、ha、%)

年 項目	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)
農家数	1,138	1,113	1,079	980	920	860
経営耕地面積	780	744	692	684	638	586
遊休荒廃農地面積	8	12	15	26	31	44
総農地面積(経営耕地+遊休荒廃農地)	788	756	707	710	669	630
総農地面積に占める遊休荒廃農地面積の比率	1.0	1.6	2.1	3.7	4.6	7.0

1975年(S50)を100%とした場合の、2000年(H12)までの上記推移の比率

年 項目	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)
農家数比率	100%	98%	95%	86%	81%	76%
経営耕地面積比率	100%	95%	89%	88%	82%	75%
遊休荒廃農地面積比率	100%	150%	188%	325%	388%	550%

また、町の農地利用の現状は、経営耕作面積586haの内、水田121ha(20.7%)、

普通畑 44 ha (7.6%)、樹園地 420 ha (71.7%) となっている。圧倒的に樹園地面積が多く、普通畑面積が少ないことがうかがわれる。平成16年度に農産物直売所が開設されることにより、多品目の農産物の出荷が必要とされるが、普通畑は全体の7%強を占めるのみであり、野菜等の普通畑面積の増大を図ることが必至であり、現在耕作中の農地も含め耕作が放棄された44haの農地を有効に利用しなければならない。

当町の農家の平均経営耕作面積は約68aであることから算出すると、実に65件の農家が農業廃止した計算になる。

#### (4) 農用地の農業上の利用の増進に支障を及ぼさないと判断した根拠

果樹地帯である当町には欠かせない樹園地の維持及び発展を図る点において、また、今後不足が懸念される普通畑の規模拡大を図ることが可能な農地の量的な潜在力は充分であるため、新規の就農希望者が増大することへの土地供給面での問題はない。すでに遊休荒廃化した農地では、雑草の繁茂や病害虫の発生により、その周辺農地では多大な悪影響を被っているため、現に定められている下限面積要件が10aになって農業経営を行う者が増加して農地の需要が増え、遊休荒廃農地が解消されることにより、景観、環境的に、また水度保全の観点からも正常化するものと解する。

#### (5) 特区の区域の範囲に係る妥当性

遊休荒廃農地は町内に点在し、町農業の主体である果樹経営は集落営農の発展には不向きであり、水田経営も自家消費米として栽培する農家が大半を占めるため、従来から集団化や地域の担い手への農地の利用集積が推進されていなかったことや、営農形態が町内全域で同じことから、土地や組織の分断化等の懸念がないため、特区の設定区域から除外する必要性のある地域はなく、現存する遊休荒廃農地の解消と将来的に遊休化が懸念される農地の未然防止に努めるべく特区を設定しようとする区域の範囲は町内全域を対象とすることが妥当。

#### (6) 農業委員会の意見

遊休荒廃農地の解消は長年の懸念であり、今後の増加傾向も危惧されることから、下限面積を引き下げて新規就農者の確保に取り組むことは必要不可欠である。

遊休荒廃農地を解消し、農地を保全して町の農業の維持・振興を図るには、新規就農者の確保が重要であり、少しでも就農することが容易となるように規制を緩和しようとする下限面積は10aに設定するべきである。

特区の区域の範囲については、果樹主体農業が盛んな当町は、従来から組織づくりや土地の集団化及び地域の担い手への農地の利用集積の推進が困難であり、その仕組みが形成されていないこと、また、町内全域で営農形態が同じであるため、特区の範囲とする区域と除外すべき範囲の区別をする要因がないため、特区を設定しようとする区域の範囲は町内全域を対象とすることが望ましい。